

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和2年6月30日（火）午前10時開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

- 2 行政区再編協議【行程2】区のあり方について
- 2-4 最適な行政組織とは

10:37

2 行政区再編協議【行程2】区のあり方について

2-4 最適な行政組織とは

◎結論

6月18日開催の委員会に引き続き、行程2-4、最適な行政組織について協議し、次回以降の委員会で行程3の協議に入るに当たり、最適な行政組織の前提や目指す姿を委員会として確認し、行程2-4についての協議を終了しました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、協議事項2、行政区再編協議、行程2、区のあり方の2-4、最適な行政組織について前回に引き続き協議を行います。

まず、前回は、配付した資料のうち資料2から資料8までについて当局の説明と資料を要求された委員の請求趣旨を述べていただいたところで終わっていますので、資料に基づいて質疑・意見がございましたらおっしゃっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 私のほうから、これは意見でも質疑でもありませんが、資料2の正規職員数の政令市比較は太田委員のほうで要求されたと思います。私のほうで調べたのですが、当然のことながら大都市については交通に関わる職員もいらっしゃいますし、中には病院関係職員のいる都市もあるということで、数字の集計の積算根拠に多少ばらつきがあるなという気はしました。ただ、おおよそ私のほうで試算しましたが、このランキングでほぼ間違いないということで人事課長よろしいですね。

○総務部次長（人事課長） はい。

○太田康隆委員 出典の根拠としては、総務省が出している定員管理調査に基づいて、一般管理、福祉関係などの一般行政職系、教育部門、警察、消防といった普通会計の合計、それから公営企業会計の合計、そういった形で作った資料です。ばらつきというか、この前も触れましたが、例えば幼児教育についてアウトソーシングで民間がやっていて職員は関与していないとか、そうすると当然委託費のほうが増えて、職員数が減ってくるわけで、そうした都市の特徴によって微妙に職員数が変わることはあり

ますが、おおむね客観的な指標として比較されていると考えています。違っていたら言ってください。

○総務部次長（人事課長） こちらは統計調査になるので、普通会計職員、それから企業会計職員について、全国統一の基準の中でお示しをするというものです。太田委員のおっしゃるとおり、各都市の特色があって、アウトソーシング、いわゆる経費のほうで把握するというのも一つの考え方としてはあるのかなとは思っています。

○高林修委員長 総人件費等についても、前回、太田委員から丁寧な説明もありましたのでよろしいかと思いますが、この資料2から8までの間で、質疑・意見がおれば御自由におっしゃってくださって結構です。

○酒井豊実委員 6月18日に提示された資料の中で、小規模多機能自治ネットワーク会議参加政令市への調査をいただきましたが、そのときの特別委員会の記事が翌日の新聞に掲載されたわけです。それを見た市民の方が大勢いらっしゃって、先日、天竜区の協議会が開催された折に、新聞記事の内容について質問が出たわけです。どういう理由で参加したのかということと、いいことのように思えるから、参加したということを市民に行政の情報としてしっかり出すべきではないかという意見が出されました。そのとき職員の方も一生懸命答弁されましたが、不十分なように感じたわけです。前回、市民協働・地域政策課長から狙いは情報収集だという説明がありましたが、いつ参加したのか、狙いは何なのか、市民向けにもう1回その辺のところを分かりやすく説明してください。

○市民協働・地域政策課長 小規模多機能自治ネットワーク会議については、特に中山間地域や過疎地域において、住民自らが地域の課題解決に取り組むことについて、どういった活動が行われているのかということで、以前から注目しておりましたということをそのときに申し上げました。本市においても同様の事例、様々な団体が中山間地域において多くありますし、それ以外のところでもあるかと思えます。そういったところでの活動の参考になるものということで、その活動についての情報収集をするという趣旨で注目しておりました。

参加した正確な日時は今この場で出ませんが、前回の委員会の後すぐに状況を把握して、予算がかかるものではなく、煩雑な事務もないことから、ネットワークに参加しました。これまでよりも情報を得るという狙いです。

○酒井豊実委員 確認します。情報収集のための参加ということに尽きるわけですね。

○市民協働・地域政策課長 はい、そのとおりです。

○高林修委員長 それでは、資料2から8の質疑もここで閉めるわけではありませんが、行程2-4について前回の委員会から追加のあった資料について、当局から説明していただきたいと思えます。まず、資料9番と10番について、当局から説明をお願いいたします。

○市民協働・地域政策課長 資料9は、①、②、③と分かれています。まず、9の①をお願いします。

こちらは平成30年度区役所業務取扱件数ということで、全546業務についてそれぞれの業務が縦列に並んでいます。そして横に各区の区役所、出先機関それぞれで取り扱った件数を並べています。出先機関については協働センター、サービスセンターなどになります。

表の中でバーの部分は、もともと取扱いがないためバーを入れてあります。そして、ゼロについては、取扱いはあるのですが、結果として取扱いがないものをゼロと表記しています。

それから、資料9の②をお願いします。

こちらは平成30年度区役所業務取扱課名称で今の取扱件数と全く同じフォーマットの中にそれを取り扱っている区役所の課名とグループ名を記載しています。1つのグループで取扱いが終了しないような

業務あるいは内容によって取扱いをするグループが異なるものなどがありますので、その場合は何々グループ他と記載しています。

一例として78番の財産借受申込書という業務については、中区は区振興課財産管理グループ他とありますが、財産を所管している課、グループが異なる場合にはそれぞれその該当のグループへ申込書を提出いただく、幾つかに分かれているため他と記載してあります。こういったものが幾つかこの中に出てきます。

あとは1つのグループで業務自体が完結しないもの、例えば届出は届出グループが受けて、ほかの処理は別のグループがするというものも、他という記載をしてあります。

この1と2の表を併せて御覧いただくと、それぞれの業務について区役所で何件あって、それはどこのグループで実際取り扱っているかということ併せて見ることができるものになっています。

各グループにどれだけの人間が配置されているかということについては、次の資料9の③になりますので、人事課から説明します。

○総務部次長（人事課長） 資料9の③ですが、こちらが区役所の所属別職員数の平成30年4月1日現在の状況でして、資料9の②が区役所の546業務を取り扱うグループを示したものになるのに対して、資料9の③は各所属の各グループの職員数を示したものです。

中区の区振興課の自治・防災グループについては、正規職員6人で業務を実施しているわけですが、資料9の②を見ていただきますと、中区の区振興課の自治・防災グループと記載のある、ナンバー8番以下の業務を6人の職員で取り扱っているものです。

ただし、記載の取扱業務のほか、災害対策本部業務など臨時的な業務や防災資機材の管理業務など内部的な業務は別途あるというものです。

資料9の③にお戻りいただきたいと思います。

職員に関して少し御説明をさせていただきます。

中区の区民生活課やまちづくり推進課、協働センターについては、証明書交付業務、そして長寿保険課については、介護認定調査など、こうした業務については非常勤職員の方が従事しているということで、その3課については非常勤職員の比率が高くなっているというものです。他の区についても同様の状況です。

○市民協働・地域政策課長 次に、資料10をお願いします。

こちらは、区役所と協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの距離、移動時間の資料になっています。

最初のページが、区役所、協働センター、サービスセンターについて、地図にまとめたものになります。この番号、アルファベットは、後に出てきます表の中の番号およびアルファベットと対応しています。

2ページは、区役所と区内の各協働センター、サービスセンターとの距離、時間を示したものです。窓口業務を実施しているところについては丸がついています。それから、まちづくり機能があるところも丸で表示をしています。距離については、地図ソフト上の直線距離で示しています。移動時間については、その地図ソフトで、自動車で、渋滞がない午前2時に走行した場合の移動時間を示しています。例えば中区役所の東部協働センターは、窓口機能があり、まちづくり機能があり、直線距離では区役所から2.1キロ、自動車で渋滞がないものとして移動すると5分で到着するというのを並べたものになっています。

4ページをお願いします。

こちらは、近接する協働センター、ふれあいセンター及び市民サービスセンターの距離、移動時間ということで、条件は先ほど同様、地図ソフトの上で、直線距離、自動車で渋滞がないものとした移動時間を表記しています。

上段の右すばみの三角のようにになっている表は、区内の協働センター、サービスセンターについて、ふれあいセンターも含めて、それぞれの距離と時間を出したものになります。高速道路の料金表のような形でクロスするところを御覧いただければ分かるようになっていきます。

そして、下段の表は、区をまたぐところで近接する協働センターがある場合に記載をしています。縦に並んでいるのが中区内の協働センター、サービスセンター、横に並んでいるのが中区以外の協働センター、サービスセンターで、それぞれの協働センターから5キロ以内のものを記載しています。空欄は、5キロ以上あるため、近接しているとは言えないところと御理解ください。

5ページが東区、6ページが西区というように、10ページまで7区を同様の条件で並べています。

○高林修委員長 それでは、要求された波多野委員から資料の請求趣旨を御説明ください。

○波多野巨委員 まずは、市民協働・地域政策課には大変御苦労をおかけして、資料を作っていただきありがとうございました。あと人事課でも細かく出していただきありがとうございました。

この趣旨ですが、行程2-4では、最適な行政組織とはということで、本庁、区役所、出先機関の機能、役割分担等を考えるということなのですが、前回も最適な行政組織ということの中で、前提として地方自治法の第2条第14項、第15項、最少の経費で最大の効果だとか、あるいは組織及び運営の合理化だとか、適正化という前提がある中で、広域で多様な、特色のある浜松市にとってどういうようなものが最適な行政組織となっていくのかということを考える上で、前回も言いましたが、協働センターというと、まちづくり、コミュニティーをやっていく機能と、窓口機能、太田委員がよく言われる103業務等について、取扱件数やどこの窓口で何件取り扱っているというものが示されていますが、そのそれぞれの窓口機能、あるいはまちづくり機能といったものが、どれくらいのエリアの中で適正配置をされているのかということをご疑問に思っておりました。それを可視化していただきたいということで、このような表を出していただきました。

例えば資料10の4ページ、高台協働センターと富塚協働センターはどちらも窓口機能、まちづくり機能がありますが、距離として1.8キロ、6分というところがあります。44の北部市民サービスセンターと北部協働センターほぼ同一と考えてもいいと思うのですが、高台協働センターとは2.5キロ、8分というところですね。あとは、区をまたいでいても、それこそ、その下の表で、東部協働センターと蒲協働センターは1.4キロで7分というところの中で、前回、太田委員が資料請求した取扱件数等に鑑みたときに、本当にこういった形が最適なのかということをごまは問題提起させていただき中で、具体的に今後行程3ですっかりと議論をしていくというときに、皆さんにもしっかりと分析していただきたいということで依頼しました。

また、区役所の業務取扱件数は、先ほどの表のように546業務で、これの出先機関ということに数字が入っているものが103業務に当たってくると思うのですが、これに併せて、その取扱件数とそのグループ、あと人数というものと、先ほど人事課長からも自治・防災グループを例に説明がありましたが、それだけの業務かということとそうではないということもしっかりと確認をしながら議論を進めなければいけないということです。前回、区役所も併せて事務分掌規則を出させていただき中で、行程3ですっかりと議論していきたいということで、資料請求をさせていただいたということです。

○高林修委員長 それでは、当局の説明及び請求趣旨を述べられた波多野委員に質疑・意見はございますか。

○松下正行委員 波多野委員に確認です。

今、当局が資料の説明をして、波多野委員からも資料請求の趣旨を説明していただきました。あくまでも行程3の資料請求と感じたので、そうすると、この資料は、例えば次回に行程3になったときに、そこでの議論という意味合いでいいでしょうかという確認です。

○波多野亘委員 まずは、これをどういうふうに分されるのかは皆さん次第だと思いますが、私としては、現状の中で、区の再編という大きなテーマをやっていますが、区のみならず組織というものを見ていったときに課題があるのではないかとということで、この最適な行政組織の中でまずは問題提起をさせていただいたということです。ですので、行程3で皆さんがこの資料を使うということであれば、分析しているのと御発言いただければということです。

○松下正行委員 私としては、行程3でやったほうがいいかなと感じたので確認させていただきました。それぞれの委員がどう判断するかということもあるし、この資料を今議論する中で読み込むのは難しいと思うので、行程3に入るときまでにしっかり読み込んで、行程3のところで議論したらいいかなと思います。

○高林修委員長 今日の委員会を閉じる前に申し上げようと思っておりましたが、行程3に入った段階でも、今日お配りした、松下委員の請求した資料1も含めて、行程3の中で使用というか活用していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○酒井豊実委員 大変詳細な、比較するときにはいい資料を出していただきありがとうございます。

その上でなのですが、資料10、たくさんセンターがありますので、凡例のほうにスペースを取られて、この地図上の住民が居住しているところまでかかってしまっているものですから、できれば地図にかからないような形でお示しを願いたい。

それから、これはセンターの位置を示してありますが、それとは別に、そこを中心とした住民の生活空間、あるいは町、村というのは、さらに広範囲で広がっているので、住民が生活している村、町の居住地が分かるものが何かあるとさらに効果的かと改めて思いました。と申しますのは、合併直後に浜松市の総合計画を策定するとき、私も健康医療分野のワーキンググループへ参加していて、大きな浜松市になって、実は静岡市とは違って満遍なく人が住んでいて、福祉や医療のサービスをやらなければいけない。そういう点について、大きな白地図の中に居住地も全部落としてくれとお願いしたところ、次の会議には、職員が苦労してその白地図へ全部居住地まで落としてくれたことによって、全体として共通の土台ができたと思っていますので、もう少し配慮をしたものがあるとありがたいと思っています。いかがでしょうか。

○高林修委員長 酒井委員、その件は波多野委員にお聞きするのではなくて、当局のほうに酒井委員の請求趣旨をおっしゃった上で要望してください。

ほかありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 何度も申し上げて恐縮なのですが、資料2から8、今の9、10も含めて、もし気がついた御質疑、御意見があれば都度おっしゃっていただきたいと思っていますので、次に進めさせていただきます。

資料11について当局から説明をしてください。

○市民協働・地域政策課長 資料11をお願いします。

各区の区役所業務取扱件数と区役所でしか受けられない業務の取扱件数ということで、平成28年度の取扱件数を基に算出しています。資料は、平成29年12月15日の行財政改革・大都市制度調査特別委員会に提出した数字を表の形でまとめたものと、平成31年2月28日の北区協議会へ提出したときに試算を出したものをベースにしています。浜北区と天竜区については、区役所でしか受けられない業務を試算していませんので、バーで記載させていただいています。

表の一番左に区名がありまして、その横に区役所業務取扱件数、先ほどの546業務と同じような区分で算出したものになっています。このうち業務の性質上、区役所でしか受けられない業務、協働センター、サービスセンター、ふれあいセンターなどでは受けられない業務がBの枠に載っています。

中区におきましては、83万6455件の総件数のうち12万9534件、15.5%が区役所でしか受けられない業務ということになります。一方、西区におきましては、区役所でしか受けられない業務が6.5%と低く出ていますが、これは、西区、北区とも第1種協働センターがあり、第2種協働センターよりも業務の幅が少し広いということで、割合として低く出ているということです。

○高林修委員長 それでは、資料11を請求された関委員のほうから請求趣旨を説明してください。

○関イチロー委員 今まで区役所なり協働センターの業務について、546業務だとか103業務ということでやってきました。ただ、市民、区民の立場からいくと、では、頻度としてはどうなのだろうという視点でこの資料を請求しました。今御説明いただいたように、結局、区役所以外のところで85%以上の業務は完結しているということです。西区と北区について言えば、第1種協働センターがあるので、6.5%、7.6%ということで、90%以上の業務がそれぞれのところで行われているということ、その割合を一度共有する必要があると思って、この資料を請求しました。

あと、次の行程のところにも引っかかるかもしれませんが、例えば区の数が少なくなったときに、区役所というのは実際にはなくならないわけです。区役所としての名称はなくなるかもしれませんが、その建物なりが、今までの議論の中で言うと、行政センターという名称で残るわけです。そうしたときに、残っている区役所までわざわざ行かなければならない業務はどのぐらいになるかというのは出ますでしょうか。

○市民協働・地域政策課長 以前に北区の区協議会の中で数字を示したものはあるのですが、これを全部の区についてこれからを想定してやるとなると、前提条件等が整わないので、なかなか出すことは難しいと思います。

ちなみに、北区協議会に示した案の中では、北区役所が区役所ではなくなって行政センターになる想定で算出したときには、99.8%の業務はその行政センターになるところでできますと、数字で示したものはあります。

○市民部長 補足をさせていただきますが、確かに先期の本委員会での議論の中で、今申し上げたような想定をしたことは事実としてございます。ただ、例えば区の数が少なくなったときに、現行の区役所の建物のところでどういった機能を残していくのかについて、先期の議論をそのまま今期、次の行程の中で前提として話をしていくのかどうかは、まだこれからのお話と認識をしています。次の行程の中で、今おっしゃられたような、区の数が少なくなったときに現行の区役所として置いてある建物なり機能なりがどうなっていくかは、そこが決まってくればある程度数字も出せるのかなと思います。まずそのことがありきということでお話をされることになるのは、当局としても、そうなのだろうという印象はあります。ですので、今お答えしたような数字は、参考として、過去にそういったこともありま

したという程度で御認識いただくのがよろしいのかなと考えます。

○高林修委員長 関委員、よろしいですか。

○関イチロー委員 いや、それは僕が答えるのか。この委員会の流れとして結構だというのだったらそういう資料を出していただきたい。

○高林修委員長 では、私のほうからお答えします。

今、市民部長がおっしゃるとおりだと思っていますので、仮定の話、前提条件がきっちり決まっていない中での議論は今できないと思っています。行程3に入った段階でまた関委員のほうからいろいろな御発言があると思いますが、今日のところは、この資料11についてはこれで収めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○関イチロー委員 ただ、これは詰めていったときに、結局、まだ15%なり6%、7%残っているのではないかというところをどういうふうに扱うかということからいえば、その部分は避けて通れないのだろうと思っていますが、その辺はどうでしょうか。

○高林修委員長 そこは避けて通れないと思っています。

○関イチロー委員 では、そのときにまた資料の請求をいたします。

○高林修委員長 すみません、この資料を見て私のほうで今頭に浮かんだとおりに話をさせていただくのですが、これは取扱件数ですよ。取扱項目が何件かというのは、どこかに資料がありましたか。先ほどの波多野委員の資料も当然関連してくると思うので、ワンストップするためには、取扱件数ではなくて取扱項目の数というか、種類の数で出していただければと思います。

○太田康隆委員 この表の見方ですが、Aの区役所業務取扱件数というのは実績値ですね。

○市民協働・地域政策課長 実績の数です。

○太田康隆委員 区役所でしか受けられない業務の取扱件数というのは理論値ですよ。違いますか。

○市民協働・地域政策課長 この表については、区役所でしか受けられない業務の実際の取扱いの件数を合計したものになります。中区におきましては、取扱総件数が83万6455件ある中で、シミュレーションではなく、103業務と言われる協働センター等で受けられるものを除いて、実際に区役所でしか受けられないものを合計した数字ということになります。

○太田康隆委員 一定の条件の下に作られたものを理論値と言うのです。ですから、理論値で僕はいいと思っています。つまり、区役所で取り扱っている業務件数、それから、その区役所の業務件数なのが出先機関で賄える件数があったとすると、実際に区役所に行った方から、区役所へ行かなくてほかに代替できますよという方を引いてしまっているのです。実数というのはそこへ行っている数ですから非常に重い数です。だけど、それを一定の想定の下に、そこへ行かなくてもほかに代替できますと言って引いているわけです。それは理論値ですよ。条件値と言ってもいいかもしれないが、一定の条件の下に作られた数字ということで、そういう数字ですということの説明がしっかりなされていないと、このB/Aの数字をどういう意味があるかということを考えていくときに、間違えた判断になると思ったので申し上げたわけです。

○市民部長 今の太田委員からの御指摘もそのとおりと認識をしています。それを実績値と言うのか、いわゆるシミュレーションによる値なのかという考え方になるかと思います。

本日、波多野委員から御請求いただいて市民協働・地域政策課で説明をした資料9の①の1ページ目、住居表示・合併等の1、2、3あたりを参考に御覧いただければと思います。

課長から実際の数と申し上げたのは、例えば、1は区役所に679件、それから2は12件という件数が

入っています。ここのところは、横に見ていただいて、出先機関のところにバーが入っている、取り扱っていないということで、区役所でのみ取扱いがあるという業務になります。こういった数字を積み上げたという意味で、実際の数と申し上げました。

ただ、太田委員からの御指摘は、3のような業務です。区役所163件、それから出先機関106件とあります。これは、出先機関でも取扱いがある業務ということです。平成29年12月15日の資料を基に今回お示ししているわけですが、この当時はまさに区役所の163件については、出先機関のほうで取り扱うので、皆さん出先機関へ行ってくださいますよねということで抜いています。ですので、太田委員がおっしゃった、例えばこの163件の差についてはどうするのだというお話になったときに、これは抜いているので、そういう意味では、区役所でもやるのだが出先機関へ行っていただけますよねという想定、条件の下で計算をしているという意味では、いわゆるシミュレーション的な数字と言えるかと思います。

そのあたりの言葉遣い、もしくは定義、認識のところは若干ずれがあったかなと思いますが、この資料9の①の例えば今申し上げました1、2、3のようなところで、そういうカウントをしたという御理解を頂ければよろしいのかなと考えます。

○高林修委員長 太田委員、いいですか。

○太田康隆委員 ですから、また行程3で議論していきたいと思いますが、要するに103業務は出先機関で拾っているということなのです。市民にとっては、区役所も協働センターのサービス窓口も、近いほうへ行くわけです。103業務のことだけ考えると全部条件は同じなのです。だからそういう意味で、区役所でないと取り扱えない件数と区役所の取扱件数を分母にして出すことの意味というのが、私はあまりないと思ったのです。今後の議論の際にまた指摘していきたいと思います。

○市民部長 今回、この資料をお示したのは、これまでの委員会の協議の中で天竜区のお話が出て、合併に伴って、区役所もしくは本庁まで行かなければならないような業務が引き続き残ってしまっていて、特に中山間地域にお住まいの方々にそういった行政サービスを受ける際の不都合というか、サービス低下になっている案件が多いのではないかと御指摘に対して、そういうことでもないのではないかと議論があって、資料が出てきたのですが、なかなかそれではということで、最終的に当局にそれが分かるような資料をということで請求をされたのでお示したものです。確かにそこは相当程度やれるものはありますよねということで、15%内外という数字でお示しをした、そういった理解をしていただければよろしいかなと思います。

先期の資料で、ポンチ絵でお示したようなものをそのままデータとして使いましたが、それは次の行程へ向かって当時の想定のままにやっていくものだという資料というわけではないので、そこはまた御理解をいただければと思います。

○高林修委員長 太田委員、よろしいですね。

○太田康隆委員 はい、いいです。

○高林修委員長 それでは、先ほどの話のとおり、この資料については行程3でも使っていきます。

次に、資料12については、当局の説明は不要となっていますので、酒井委員から資料の請求趣旨を説明してください。

○酒井豊実委員 平成23年11月に示された区出先機関再構築の基本方針という資料です。皆さんにとっては今さらということもあろうかと思いますが、区役所そして出先機関がこの基本方針に基づいて大きく変わったというところで、改めて出していただきました。

御案内のとおり、この基本方針の案については、当時の地域協議会と区の協議会に諮問されて、答申

を得た上で、その議論を踏まえて平成23年10月21日の行財政改革特別委員会に案が報告されて、太田委員の発言などもありますが、そこら辺の委員会での議論も押さえながら現状の立ち位置と課題を捉える必要があると思ってお知らせさせていただいたものです。

10月21日の委員会の意見、議論を踏まえて、さらに一部変更・訂正されたものが、今示されている基本方針ということになっているわけで、さらに今日まで行政の前進、変化がありますので、後段のほうで、再構築の視点だとか目指す姿であるとかいろいろ書いてありますが、それが現状と照らして組織上どういう変化がさらにあるのか、サービスの後退があるのか、あるいは前進があるのかというところをもう一回見るためにお知らせさせていただいたものです。具体的な論点は幾つかありますので、今後また各論のところで出していくのかなというふうに思っています。

○高林修委員長 酒井委員から請求趣旨の説明がありました。この件に関して質疑・意見のある方。
〔発言する者なし〕

○高林修委員長 先ほどお話の中で、10月21日の委員会で一度提出されて、加筆・訂正があつてこの形になったということなのですが、こちらの資料が最終的に平成23年12月15日の委員会に提出されたということでしょうか。

○酒井豊実委員 そのようです。議事録も頂きまして、どういう議論があつたかを見ましたが、そういう経過になっています。

○高林修委員長 請求趣旨については一応承りましたが、もう少し理解を深めるために、資料請求をした趣旨について、1つの事案だけで結構ですから、もう少し具体的などころがあるのでしょうか。

○酒井豊実委員 議事録を読ませていただいて、それ以前の地域自治センターをどうして協働センターへ変えるのか、なぜ廃止になるのか、そこら辺に疑問を呈された委員もおられて、これは私と同じ考え方だなというふうに思ったわけです。

あともう一点、新潟市の区のあり方検討委員会の報告書が平成28年3月に出されていて、さらに具体的なものもあるわけですが、これを読ませていただきまして、浜松市の現在の区の在り方の検討と重なるところがありますし、新潟市の方向性も当初、浜松市と全く同じ方向を向いていましたが、その後の組織的な流れの変化というものも比較して分かる。それとこの浜松市の方針を比べながらということを出させていただきました。本来は新潟市のものも出したいと思ったのですが、何分過分なので、また個々の勉強かなと思つたので。

○高林修委員長 ありがとうございます。急に振りまして申し訳ありませんでした。

それでは、改めて、お手元に配付した要求資料の一覧を見ていただいて、本日は資料2から12までで質疑・意見がございましたらおっしゃってください。

なお、先ほど波多野委員や関委員からお話があつたように、行程3の中でこの資料は全て使用していきたいと思っています。よろしくお願いします。

質疑・意見がなければ次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 それではここで、前回の委員会で最適な行政組織とはということでお一人お一人に御発言を頂きましたが、私のほうで、拙い資料で恐縮なのですが、皆さんの御発言の内容を整理しましたので、資料を配付させていただきます。

〔資料配付〕

○高林修委員長 まず副委員長からこの資料の内容について説明をしていただきます。

○鈴木幹夫副委員長 それでは、前回、最適な行政組織とはということで各委員の意見が述べられましたが、それについて委員長がまとめたこの資料についてお話しします。

上段の表ですが、各委員が述べた意見の中で、キーワードと言えるようなものを表の左側に集めてあります。そして、各委員がどのキーワードについて触れているかというのは丸印で示されています。一番右側の数字は、それぞれのキーワードについて、何人の委員がそのキーワードに含む意見を述べているかということで数字が示されています。

この内容を基にして、この議論について前提的に押さえてもいいのではないかと思えることを、前提というところに2点挙げてあります。

1点目は、財政の健全性を損なわない範囲の中で、最少経費で最大の効果が得られるということ。

2点目は、現行の地方自治法に準拠するものであるということ。

それから、その下ですが、皆さんの意見を集約して、最適な行政組織の目指す姿として5点。

1点目は、住民意識の醸成の下、住民自治の推進と区協議会の機能強化ということ。

2点目、都市内分権の実現を目指すということ。

3点目、地域の特性を尊重しつつ、地域コミュニティ組織の確立を目指すということ。その組織の単位についてはこれからの検討になるかもしれません。

4点目は、住民満足度の高いワンストップサービスの実現に向かうということ。

最後に、方法としてICT活用というのは必須であるということ、以上5点になります。

○高林修委員長 左の文言というかキーワードについては、そうはおっしゃっても、多少ニュアンスが違う方がいらっしゃったかとは思いますが、まずはキーワードで集計をいたしました。

ここで皆様のほうから、この前提、それから目指す姿について、私のこのまとめ方に対して、ぜひ、御異論、御意見、御質疑がある方がいらっしゃいましたら御発言ください。

○波多野亘委員 まずはキーワードで見える化をしていただいて、各委員の発言が分かりやすくなったと思います。私が申し上げたワンストップというキーワードを目指す姿のところに書いてくださっているのですが、発言者の数で言うと2人です。例えば、区権限強化は3人の方から発言されています。全てが全て網羅しているわけではないということですが、その辺の選択というところは、ニュアンスとしてこんな感じということなののでしょうか。

○高林修委員長 申し訳ないのですが、当然私見は入ります。このワンストップの前に「住民満足度」という文言が入っていますので、このことに関しては恐らく皆さん共通認識をされていると思っています。ワンストップという言葉の中で、各役割分担、ワンストップがどこなのかということが今後も議論されていくと思いますが、ワンストップということに関しては、多分皆さんそう異論がないかなと思っています。

今までの議論の中で、区の権限の強化ということについては、かなり明確に皆さんの意見の相違があると私なりに認識していますので、ここにはあえて書きませんでした。

○波多野亘委員 ありがとうございます。

私も、住民自治それから都市内分権を推進していくという部分で、ワンストップ型のということも過去発言させていただいたときに、それが、完結をするワンストップなのか、それともつなぐというワンストップなのか、そして、その場所もサービスセンター、協働センターなのか、それとも区役所なのかどこなのかというのは、今後の議論という発言もさせていただきました。

そういったところの中で、委員長がおっしゃっていただいたように、今回、本庁、区役所、出先機関

の機能、役割分担というところを考えたときに、区の権限を強化するのか、それとも、先ほどのように協働センターにというところはまだ収れんされていないという、そこは同じ認識です。でも、数として少ないところが入っていたところの感覚というか、そこをあえて伺わせていただきました。

○高林修委員長 波多野委員には、いつもながら私が寡黙な分だけ御説明していただいて恐縮なのですが、今おっしゃるとおりで、なるべく異論のないような形の目指す姿をここに示させていただいています。今後の議論のたたき台というか、前提とも書いてありますが、行程3以降の議論の中で、これを前提、それから目指す姿ということで了解していただければ先へ進みたいというふうに思っています。

○関イチロー委員 見える化を試みられようとしたことは評価をします。これは、最適な行政組織は何なのだとこのところで、前回の委員会でそれぞれが意見をされた中でこの言葉を使ったかどうかという表だと思うのですが、ただ、従来から申し上げているように、住民自治だとか地域特性、コミュニティーだとか住民意識というようなものは、行政組織の話と同じ次元で取り扱ってもいいのか。目指す姿の中の「住民意識の醸成のもと、住民自治の推進」という言葉とか、「地域の特性を尊重しつつ、地域コミュニティ組織の確立」、その辺のところはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○高林修委員長 確かに前回の委員会でも関委員からそのような御発言がありました。今までもそういうことだったのですが、逆に、住民自治のことを行程2でやってきたことからすると、区の再編の有無を最終的に決める中でやってきたのに、組織のこととは別だとおっしゃることについては、非常に私としては、協議そのもの、今までの議論は何だったのかなというように逆にお聞きしたいです。

○関イチロー委員 住民の方たちの地域力であったり意識の高揚、これらのことは非常に大事なことで、その上に立ってこの地域、浜松市のベースができていくということは言えるのです。しかし、行政組織というものを議論するとき、同じ土俵に上げてもいいのかということ。ですから、それを否定しているつもりはないのですが、ただ、そこを混同してしまうということです。簡単に言うと、住民の方たちの意識を醸成する、それから地域力を向上させることは仕組みの中で考えていけばいい話であって、行政の組織とは別の観点で論じる必要があるのではないのかということをおっしゃっています。

○波多野巨委員 目指す姿という表現をされていたり、あるいは、もともとこの特別委員会の中で委員長やほかの委員の方もずっと言っていますが、焼き直しにならないように行程を進めていくというお話があって、組織論的あるいは機能・役割分担的なものは、この行程2-4でもあまり出たはいなかったかもしれないですが、その前提として、先期の「今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービス提供体制（案）」の中で、第7章は合意が取れていませんでしたが、第1章から第6章は、細部は除いた部分でおおむね協議していて、その中の第3章の組織の機能と役割分担についても前提としてあつての議論だと私は認識しているのですが。

○高林修委員長 私と関委員だけ話をしても。今の波多野委員のように御意見がもしあればおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森田賢児委員 私も、これは見える化していただいて非常に分かりやすくなった分、どの程度の重みをもって受け止めていいのか戸惑っているところがあって、例えば、目指す姿の5番の「ICT活用は必須」というのは、私もそう思うのです。それは間違いなくそうなのですが、これを行政組織として目指す姿としていますが、ICTの活用具合が変わることではないでしょうし、キーワードでSDGsとかもありますが、そこは行政組織の在り方とは全然別だと思うので、どの程度の重みをもって受け止めていいか分からないのです。

もう今後、行程3に入っていく中で、この資料をどのように受け止めていいのでしょうか。抽象的な質問ですが、伺いたいのですが。

○高林修委員長 行程2の中で、区の在り方とか浜松市の将来ということをしてできれば結論づけられたらということがありました。区の再編の有無を結論づけていく上では、考え方の違いという部分に収めてしまうのは恐縮ですが、この5つの目指す姿については皆さんの共通項だと思って出しているわけで、行政組織のことだけに関しても議論を進めていくのであれば、先ほど関委員の問いかけにも答えましたが、今までの議論は一体何だったのかというふうに思っています。

私からは共通項だろうと申し上げましたが、このことに関してはそうではないとおっしゃるのであれば、それはそれで認識の違いだと受け止めざるを得ないと思っています。

ただ、目指すところは、区の再編の有無を決定するわけですから、私自身はそうは思っていないが、多少回り道の議論でもすべきだというふうに思っています。

お答えになっていないとは思いますが、以上です。

○松下正行委員 今もいろいろ話が出ましたが、行程1から今行程2の最後のところへ来ているわけで、今までのこの特別委員会での議論、それから前期の議論といったものも含めて、今まで議論してきたことを否定するような意見はやめていただきたいと思います。ここからはもう先へ向かっての議論をしていこうということなので、私は委員長が出していただいた資料を非常に評価するところですが、委員長の思いとそれぞれの委員で違うところも若干あるかなと思います。それはそれとして、明確にこういうふうになったので、それはいいことだと思います。この行程2-4で最終的に導く結論がどうなるかということと、行程3での議論が非常に重要だと思うし、今日、波多野委員から請求していただいた資料をまた活用させていただきながら、行程3でしっかり今までの議論も含めて、いいところ、悪いところ、メリット、デメリット、これからどうしていくべきかということもしっかり皆さんが議論をして、各委員がある程度納得しながら前へ進まない、いつまでも前の議論を引き出してあだこうだ言ってももうしょうがないと思います。意見ということでもらせてもらいます。

○岩田邦泰委員 私の項目の中で、例えば区の権限強化に丸がついていますが、これは多分、前提条件をつけて、例えば規模の問題とかもあった状態でのということも言っていると思うのです。

あとは、その目指す姿のところの区の協議会を機能強化と書いてありますが、区にとらわれない協議会もあるというような話もしたと思うのです。その中で、目指す姿をたたき台として今提示されたのであればいいのですが、これは総意として結論だという話になってしまうと、それは違うのですがという話にならないかなと心配をしています。

○高林修委員長 先ほど私の発言の中で、これをたたき台にしていればと言いました。行程3に向かって、これは結論づけているわけではなくて、先ほど関委員と森田委員のほうから異論はありましたが、これは私見とも言いましたので、このことについて異論はあるでしょうが、異論はあるならあるで結構ですので、その意見の相違があるという認識の下で、私としてはこれをたたき台にしてというふうに言っているだけですから御了解ください。

○岩田邦泰委員 失礼しました。

では、例えば目指す姿の3の最後には、単位は検討という記載もあるわけですが、協議会の姿は検討であるとか、都市内分権の規模は検討とかいったことまで書いてはいないが、今後その話はしてもいいということだと思っていますのでいいわけですね。

○高林修委員長 結構です。

○岩田邦泰委員 分かりました。

○太田康隆委員 多分、キーワードを拾って最大公約数で行程2のところの集約をしていきたいという委員長のお考えだと思います。そういう前提で、私はまた後で言おうと思っていましたが、浜松市の未来であるとか区の在り方というところは、各委員の考え方がまたいろいろ違ってくるので、それは行程3のところでは激論を戦わせればよいと思っています。

ただ、基本的に地方自治体は何をやっている何を獲得していこうとしているのかというあたりの認識としては、個人的なことを言うと、住民自治のことだって私は言っているし、都市内分権のことだって言っていると思う。そこに印がついていないが、もうそんなことを言っていたら切りがないので、最大公約数で拾っていく分にはいいと思います。

お願いなのですが、目指す姿の3の最後に「(単位は検討)」と書いてあるのだが、これは議論をしますよという意味だけで、ここでは意味がないので、この括弧は要らない、「組織の確立」でいいと思います。それから、最後の「ICT活用は必須」というのも、これは意思が入ってしまっているので、そうではなくて、ICT社会への対応という、自然に対応していくのか、積極的に対応していくのかは別にして、そういう表現のほうがいいと思いました。集約していくのは一向に構わないと思っています。

○鈴木幹夫副委員長 委員長が皆さんの意見からキーワードを拾い出して、それをまとめたわけですが、最適な行政組織とはという土俵でのキーワード、それから、これから議論していくに当たって前提として考えなければいけないものとの混在もあるかもしれませんが、ここでは、太田委員が述べられたように、最大公約数として、この委員会の中の総意をできるだけまとめていこうということであって、この中で最適な行政組織とはということの土俵に上げられるキーワードを拾っていけば、これが行程3になるのだろうという気はしています。

○加茂俊武委員 この表を出されて、共通認識は別として、これはたたき台として、もう次の行程3へ入るということでもよろしいのでしょうか。区の在り方とか浜松市の未来、この辺はまた行程3で考えていくということでもいいですか。

○高林修委員長 加茂委員に対するお答えになるのですが、先ほど言った浜松市の未来とか区の在り方については、この行程2-4を終えた段階では、具体的あるいは観念的でもいいのですが、なかなか表せないで、おっしゃるとおり、行程3の中で、浜松市の将来の姿を明らかにしていきたいと思っています。それが結局、区の再編の有無の結論を導くことになると思っていますので、よろしいでしょうか。

○加茂俊武委員 その件は理解をします。皆さんの意見を聴いた後、最後に発言をします。

○鈴木育男委員 今、皆さんしっかり議論されているわけですが、何でこの行程1から行程2をやっているかという、例えばここにいる委員の皆さんはいろいろな出自もあるし、前のことを全部知っている方もいらっしゃるし、何も知らない方もいらっしゃる中で、では、どういうふうに議論ができるかということで、これだけの時間をかけて、少なくとも議論していることの共通認識だけは持ちましょうということです。それで、次のしっかりした方向性を決めるときには、そういう認識を基にして物を言いましょうということです。私はもともとこうだからこうだという議論ばかりやっていたら、前の4年間と一緒になくなってしまって何も前へ進みません。ですから、その辺をしっかりやりたいということで、波多野委員が一生懸命頑張って御提案させていただいて、同じ認識、同じ土俵の上で浜松市の未来を考えましょうということです。

ですから、言葉尻がどうということでは、では、あなたが今までやっていたことが何だという話にな

ります。皆さんそれを過ぎて、納得してここへ持ってきた。確かにここに出てくる言葉だとか何とかということ、多少いろいろな意見がある。だったら、今ここで言っていたら、理想をいっぱい話しても、理想というのは形が見えなければ理想にはならないのです。だからそれを考えていただいて、行程3に進んで、本当に皆さんの思いをしっかりと実現する行政の体制というのはどうだとかということが、ここを過ぎて初めてできるわけです。

私は、これを理解しつつ、今この場をどうするかというふうに考えていただきたいと思います。意見だけです。

○酒井豊実委員 委員長がまとめた大まかな資料ということで受け取りました。

それで、前提の2に「現行の地方自治法に準拠する」と明記してありますが、地方自治法に準拠するという非常に抽象的な表現になっていますが、前回の委員会で各委員が何度も具体的な条項に触れながら述べられたところも再認識しておくべきだと思っています。そういう前提の下に、キーワードの上から2段目の住民自治、これは全ての大前提です。行政の組織を含めて、基本は住民が主人公だと捉えていますから、全ては住民のためにというところが出発点であり最終的なゴールであると認識しています。いかなる議論の展開の中でも住民自治を基本にしてやっていくべきだなということを改めて再認識しています。

あと、SDGsについても書かれています。SDGsの17の目標の全ての根本は、誰一人取り残さないということでありまして、80万市民ただ一人も取り残さない、全ての市民の幸福、幸せ、福祉の増進を目指した行政組織体ということで申し述べたつもりですので、つけ加えておきます。

○高林修委員長 ありがとうございます。

SDGsについては酒井委員一人だったのですが、委員の思いは十分に伝わっていますので、あえてここで挙げさせていただきました。

○加茂俊武委員 これで次の行程3へ進んでいくというお考えを委員長が述べられました。この行程2-4において、本当であれば、最適な行政組織とはということをご案内していただければよかったと思うのですが、メリット、デメリットにどうしても入ってしまいます。今日、本当に細かい資料も頂きましたので、これを基に今後議論していけばいいとは思いますが、行程2-4の中で、本庁、区役所、出先機関の機能、役割分担を議論するはずでしたが、その部分で少し議論がされていません。ここは前期のときにもやったので、共通認識を持って次へ入ったらどうかという意見が会派の中で出ましたので、資料を出させていただいて、簡単に説明をさせていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○高林修委員長 はい。

○加茂俊武委員 この資料は、前期の議論の「今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービスの提供体制（案）」の4ページに記載されているものです。

最適な組織の検討という検討も前期やっております。この中で、本庁、事業所、区役所、区出先機関の役割分担ということ、大まかですが記載してあります。これについて基本的にはこのような形というところを持ちながら、行程3で、あと細かな部分、メリット、デメリットも含めながら考えていくという方向でいきたいと思っています。

本庁の役割としては、アからウまでの5項目があります。事業所の役割として、アとして1項目。区役所の役割として、アからエで4項目。区出先機関の役割として4項目ということです。これは大枠で、これより詳しいものも過去の資料ではあるのですが、このような大枠を捉えた上で、行程3で議論をしていけたらということで提案をさせていただきました。

○高林修委員長 これは、自由民主党浜松がこの提供体制の資料によって今後の議論を進めたいということによろしいですね。

○加茂俊武委員 大枠としてはこれにのっとってということです。これは第3章ですが、前期のときにも第6章までは協議の上で聞きおいた記憶もあります。その中の1項目だということを御理解いただければと思います。これについても、行程3でもんでいく場面があってもいいのかなとは思っています。

○高林修委員長 今、自由民主党浜松から出された案について、御意見のある方。

[発言する者なし]

○高林修委員長 よろしいですか。

それでは、行程2で導く結論は、区の意義、在り方とか浜松市の未来ということだったのですが、先ほど申し上げたように、なかなか言葉として具体的に、観念的には結論づけることができませんでした。ただ、行程3に入って議論を尽くすことによって、浜松市の未来を明らかにしていきたいと思っています。

ここで先に資料要求について改めて皆さんにお願いをいたします。既に皆さんのお手元に様式を配付させていただいていますが、次回7月10日の委員会の協議に当たり、当局への資料要求がある場合は、期限までに委員長に資料要求依頼書の御提出をお願いします。提出期限は、本日6月30日火曜日といたしますので、よろしくお願いいたします。

資料要求については、まず今日までは第1次ということにさせてもらって、今後、第2次、第3次というふうに期限を切らせていただきます、今日で終わりということではありませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、行程2-4、最適な行政組織については、皆さんそれぞれのお考えがあるということは確認できましたし、自由民主党浜松から出された案、それと私のほうでまとめさせていただいた目指す姿をたたき台に、今後の議論を進めていきたいと思っています。

次回は行程3-1に入りますが、委員の皆さんには、行程表にある2点、区制施行によりよくなったこと、再編でしか解決できない問題、再編しなくても解決できる問題について、次回の委員会で御発言ができるように準備をしておいてください。

今回、私も含めてですが、可視化できるように、できれば文章にしてもらえると本当はありがたいのですが、いずれにしても、7月10日については今の2点について協議をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回は7月10日午前10時から委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

12:13